

事 務 連 絡  
令和2年8月3日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局貨物課長

「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について」の正誤について

今般、令和2年4月24日付で各地方運輸局等あて発出した「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について」（令和2年4月24日国自貨第14号）の正誤について、別添のとおり各地方運輸局等に対し事務連絡を発出しましたので、ご連絡します。

貴協会におかれましては、都道府県トラック協会を通じ、傘下会員事業者に対して周知いただきますようお願いいたします。

事務連絡  
令和2年8月3日

各地方運輸局自動車交通部長  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長  
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

自動車局貨物課長

「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について」の正誤について

令和2年4月24日付け国自貨第14号により発出した標記通達について、一部文言の誤りがあったため、当分の間、下記の正誤表のとおり読み替えるものとする。

なお、標記通達のホームページへの掲載等については、今後、下記の正誤表による読み替え後のもので対応することを申し添える。

○正誤表

訂正箇所	別紙1頁
誤	・小型車(2tクラス):最大積載量2トン未満の車両
正	・小型車(2tクラス):最大積載量2トン以下の車両

訂正箇所	別紙1頁
誤	・中型車(4tクラス):最大積載量2トン以上かつ車両総重量11トン未満の車両
正	・中型車(4tクラス):最大積載量2トン超かつ車両総重量11トン未満の車両

訂正箇所	別紙8頁
誤	…待機時間料に準じて追加的に料金を収受することや、事後的に時間制運賃表により清算を行うこと等を妨げるものではない。
正	…待機時間料に準じて追加的に料金を収受することや、事後的に時間制運賃表により精算を行うこと等を妨げるものではない。